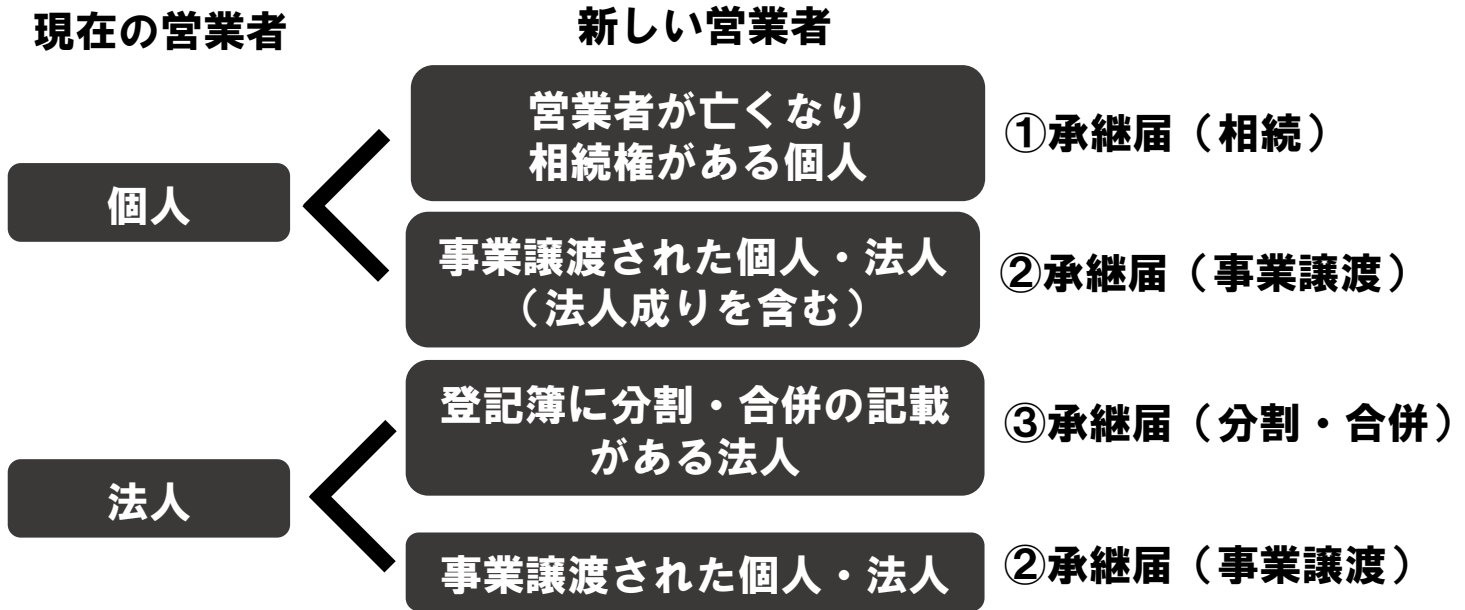


許可を引き継ぐ手続きについて



※いずれの手続きも手数料はかかりません。

※主たる営業が変更になる場合（飲食店→菓子製造など）や施設設備に大きく変更がある場合は新規で許可の取得が必要です。

※施設設備の変更をお考えの場合は事前に保健所にご相談ください。

①承継届（相続）

☆申請に必要な書類など☆		備考
<input type="checkbox"/>	地位承継届	表面および裏面を記入
<input type="checkbox"/>	同意書	相続人が1人の場合不要 法定相続人すべての押印（認印可）
<input type="checkbox"/>	現営業者が亡くなったことがわかる戸籍謄本	コピー可
<input type="checkbox"/>	・相続人全員が記載されている原戸籍謄本 ・法定相続人一覧図 どちらか片方	現営業者戸籍謄本に相続人全員の記載がある場合は不要 コピー可
<input type="checkbox"/>	現営業者の許可証	新しい許可証を受領する際に保健所に提出
<input type="checkbox"/>	○施設設備、食品衛生責任者に変更がある場合 ・営業許可申請書・営業届（変更） ・設備・器具の配置がわかる図面 ・食品衛生責任者資格者証	食品衛生責任者資格者証とは ・調理師・栄養士・製菓衛生師免許証 ・食品衛生責任者養成講習会の修了証 等

☆手続きの流れ☆

平日で4日程度（保健所から電話連絡）



②承継届（事業譲渡）

☆申請に必要な書類など☆		備考
<input type="checkbox"/>	地位承継届	表面および裏面を記入
<input type="checkbox"/>	譲渡が行われたことを証する書類	譲渡契約書や証明書など コピー可
<input type="checkbox"/>	現営業者の許可証	新しい許可証を受領する際に保健所に提出
<input type="checkbox"/>	○譲渡される側が法人の場合 法人登記簿謄本	現在事項全部証明書，履歴事項全部証明書 おおむね3ヶ月以内のもの コピー可
<input type="checkbox"/>	○施設設備，食品衛生責任者に変更がある場合 ・営業許可申請書・営業届（変更） ・設備・器具の配置がわかる図面 ・食品衛生責任者資格者証	食品衛生責任者資格者証とは ・調理師・栄養士・製菓衛生師免許証 ・食品衛生責任者養成講習会の修了証 等

☆手続きの流れ☆

翌日以降平日で2，3日
平日で4日程度
(保健所から電話連絡)



混雑の状況により多少前後することがあります。

③承継届（合併・分割）

☆申請に必要な書類など☆		備考
<input type="checkbox"/>	地位承継届	表面および裏面を記入
<input type="checkbox"/>	新法人の登記簿	合併・分割により営業を承継したことがわかるもの コピー可
<input type="checkbox"/>	現営業者の許可証	新しい許可証を受領する際に保健所に提出
<input type="checkbox"/>	○施設設備，食品衛生責任者に変更がある場合 ・営業許可申請書・営業届（変更） ・設備・器具の配置がわかる図面 ・食品衛生責任者資格者証	食品衛生責任者資格者証とは ・調理師・栄養士・製菓衛生師免許証 ・食品衛生責任者養成講習会の修了証 等

☆手続きの流れ☆

平日で4日程度（保健所から電話連絡）

